

7月から

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付が始まります

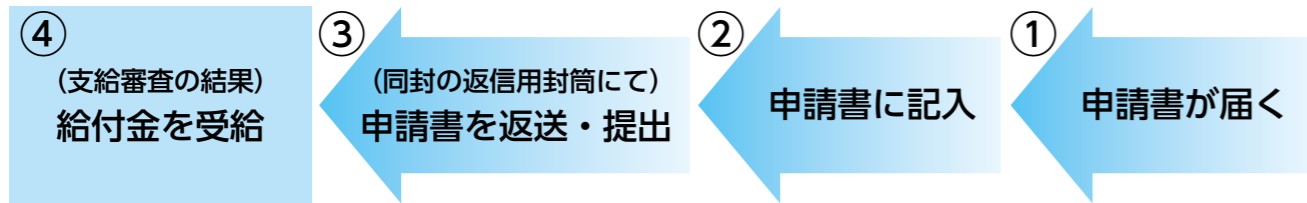
支給対象になる可能性がある人には、7月に申請書が届きます

●申請書が届く人

- 臨時福祉給付金：平成26年1月1日時点で、稲美町に住民票がある人のうち、支給対象になる可能性がある人（P4「支給対象者」参照）
※住民税の情報がない人を除く。
- 子育て世帯臨時特例給付金：平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給されている人
※公務員を除く。

●申請から受給までは、次の①から④までのような流れとなります。

※申請書の提出から受給までの期間は、1カ月前後を予定していますが、審査の都合により前後することがあります。



- 申請方法 申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で、提出書類とともに返送する。
- 申請先 稲美町役場 地域福祉課 福祉係 給付金担当
- 申請期間 7月1日（火）～平成27年1月5日（月）※期間外は受付不可
- 受取方法 申請書に記入された指定口座に入金
- 相談窓口 次の期間に、役場新館1階ロビーにて、臨時相談窓口を開設します。
7月1日（火）～31日（木）※土日・祝祭日を除く。
相談時間 8：30～17：15
- 提出書類 本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写しのいずれか1つ）および指定した口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）など

問合せ先

- 申請方法に関するお問い合わせ
稲美町役場 地域福祉課 給付金専用ダイヤル 電話：079(492)9290
- 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。



消費税率の引上げに際し、所得の低い人への負担の緩和を目的とした「臨時福祉給付金」と、子育て世帯への負担の緩和を目的とした「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を、7月から開始します。注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金

支給要件

- 支給対象者 平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。
ただし、
 - ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 などは除きます。
- 支給額 1人につき 10,000円
・下記の《加算対象者》は1人につき 5,000円 を加算
《加算対象者》
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。
※2 平成26年1月分の手当等を受給している人が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦子1人	168.3万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円		65歳未満 147万円

※生活保護基準の3級地（稲美町）における非課税限度額

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- 支給対象者 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）
※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- 対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象になる児童
ただし、
 - ・「臨時福祉給付金」の対象になる児童
 - ・生活保護の受給者になっている児童 などは除きます。
- 支給額 対象児童1人につき 10,000円

表2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円